

栃木県環境森林部が発注する森林整備業務に係る令和7(2025)・8(2026)年度入札
参加資格申請の手引き（一斉受付）

令和6(2024)年11月5日
栃木県環境森林部森林整備課

1 はじめに

栃木県環境森林部では適正かつ安全な森林整備業務の施工を目的として、入札参加資格者から指名競争入札における指名選定を行っています。入札参加資格者は、本申請に基づき、同業務に必要な資格所有者の雇用状況、安全管理及び労働福祉状況を総合的に勘案し、栃木県内に事業所（本店及び支店、営業所等）を有する者を認定します。

過年度の申請で認定を受けていても、令和7(2025)・8(2026)年度の入札参加資格の認定が必要な場合は、再度申請が必要です。

なお、本申請の認定には「栃木県が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等（建設工事に関連する設計、調査、測量等）の業務に係る令和7(2025)・8(2026)年度入札参加資格」における「草刈業務」の認定が必要となりますので、ご注意ください。

2 申請に係る提出書類

申請方法は「栃木県電子申請システム」を使用した電子申請のみとなります。（提出書類も電子データによる）

申請に必要なため、電子申請をはじめる前に下記の書類データをあらかじめ用意ください。

①栃木県森林整備業務業者選定基準に関する確認書（様式第1号）

②技術職員名簿（様式第2号）

施工管理能力を有すると認められる別表.1に掲載された資格の所有者（以下、「技術職員」）雇用状況を確認するための書類です。安全な施工のため、1名以上を記載してください。

- ・技術職員の資格取得証明書等
- ・技術職員の本人確認及び雇用関係が確認できる書類（健康保険証被保険者証等）

③安全衛生教育修了者名簿（様式第3号）

作業時に必要とされる別表.2に掲載された2種類の安全衛生教育資格の所有者（以下、「修了者」）雇用状況を確認するための書類です。安全な施工のため、2名以上の発注作業に該当する修了者を記載してください。

- ・修了者の修了証等
- ・修了者の本人確認及び雇用関係が確認できる書類（健康保険証被保険者証等）

④林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部加入証明書（加入者のみ）

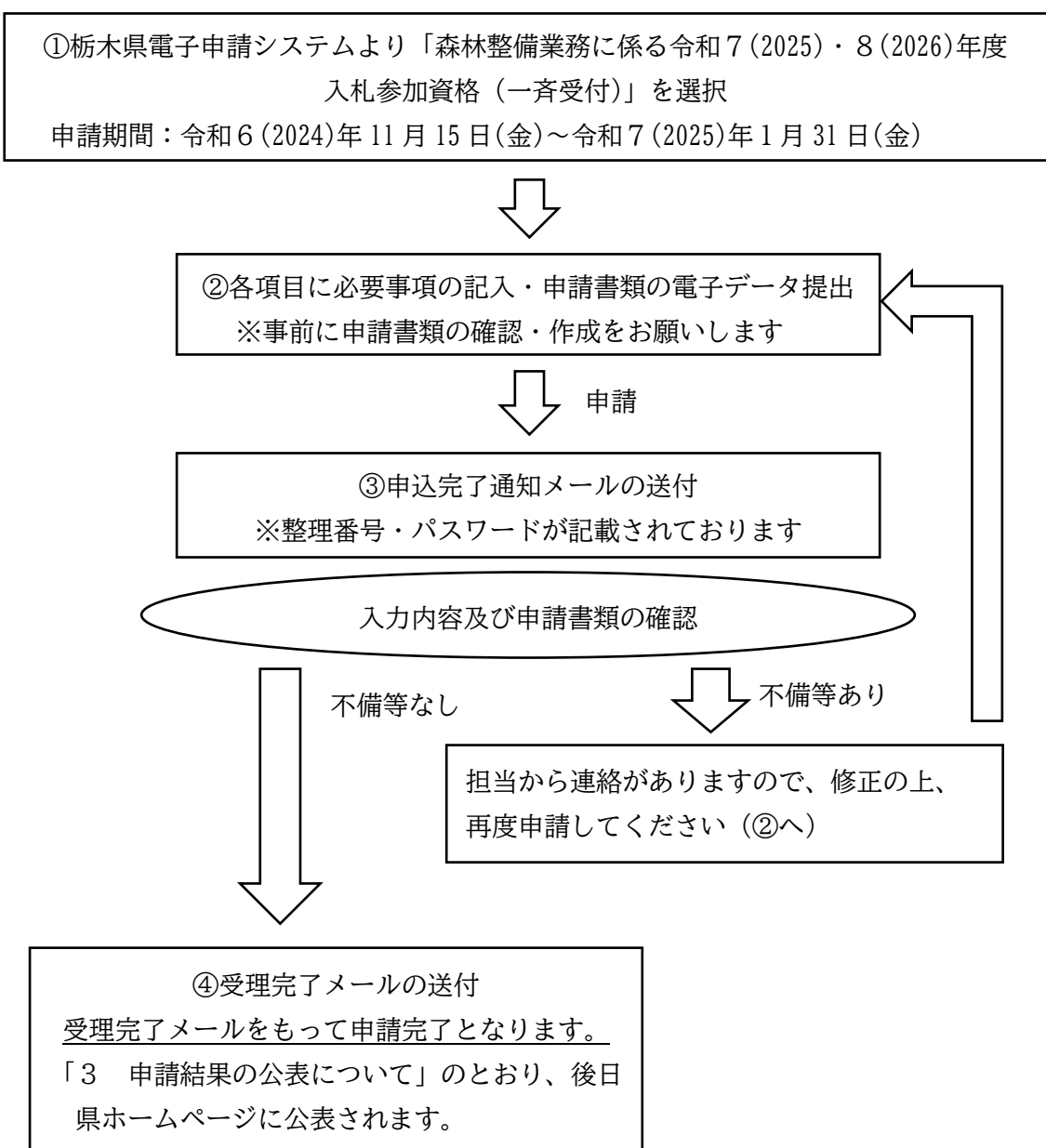
⑤労災保険の領収済通知書（納付書）

⑥「草刈業務」の認定通知書

栃木県一般競争（指名競争）入札参加資格における「草刈業務」の認定通知書を提出してください。なお、仮受付確認メール等の「草刈業務」の認定申請が確認できる資料でも申請は可とします。

⑦委任状等（行政書士等代理人による申請の場合）

2 申請の流れ



3 申請結果の公表について

申請結果については、令和7(2025)年3月に栃木県ホームページに公表予定です。なお、公表様式は別表. 3によるものとします。

4 勘案事項の変更

入札参加資格の認定後に、上記2の①の代表者、商号、名称、住所に変更が生じたとき、又は、②から④に記載した事項に変更が生じた時は別記様式第4号を、また、廃業その他の理由で提出した確認書を取下げの場合には別記様式第5号を、随時受付により提出するものとする。

5 問い合わせ先

栃木県 環境森林部 森林整備課 技術調整担当

電話番号 : 028-623-2811

メールアドレス : shinrin-seibi@pref.tochigi.lg.jp

別表. 1 技術職員名簿の対象資格

「技術職員名簿」に掲載するため、施工管理能力を有すると認められる対象資格及び資格認定機関等は、次表のとおりです。

番号	対象資格	資格認定機関等
1	技術士(森林部門のみ)	文部科学省
2	林業普及指導員	林野庁 (農林水産省)
3	林業専門技術員	
4	林業技士	(一社)日本森林技術協会
5	基幹作業士	栃木県 ※2
6	林業技能作業士	
7	林業作業士	栃木県 ※1
8	森林整備監理技術者	栃木県 ※2
9	フォレストワーカー (林業作業士)	林野庁 (農林水産省)
10	フォレストリーダー (現場管理責任者)	
11	フォレストマネージャー (統括現場管理責任者)	
12	森林施業プランナー	森林施業プランナー協会

備考

- ※1 「林業カレッジ研修」により認定される資格です。なお、令和2(2020)年度以前に開催された林業技術研修事業に基づき認定された「林業作業士」資格についても、本資格に含むものとします。
- ※2 令和2(2020)年度以前に開催されていた「基幹林業作業士(林業技能作業士)育成研修」及び「森林整備監理技術研修」により認定された資格です。「技術職員」対象資格となりますが、新規認定を目的とした研修は現在開催されておりません。

別表. 2 安全衛生教育修了者名簿の対象資格

「安全衛生教育修了者名簿」名簿に掲載するための、作業時に必要とされる安全衛生教育の対象資格及び根拠となる法令通達は次表のとおりです。

対象資格	根拠となる法令通達
チェーンソーによる 伐木等の業務に係る 特別教育	「労働安全衛生規則」第 36 条第 8 号 ※ (昭和 47 年労働省令第 32 号)
刈払機取扱い作業に 対する安全衛生教育	「刈払機取扱い作業に対する安全衛生教育について」 (平成 12 年 2 月 16 日付け基発第 66 号)

備考

※ 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」(平成 31 年 2 月 12 日付け厚生労働省令第 11 号)により、令和 2 (2020) 年 8 月 1 日から同条の改正規定が施行されました。

「安全衛生教育修了者名簿」に掲載するためには、改正後の「労働安全衛生規則」第 36 条第 8 号に相当する安全衛生教育修了証等の添付が必要となりますので、ご注意ください。

別表. 3 栃木県森林整備業務業者選定基準に関する確認結果一覧

栃木県森林整備業務業者選定基準に関する確認結果一覧

令和（ ）年 月 日

番号	商号又は名称	代表者職名 代表者氏名	所 在 地
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			